

要 望 書

令和8年7月

公益社団法人 全国都市清掃会議

目 次

I 令和8年度定時総会における決議 ----- 1

II 要望事項

第1．廃棄物処理施設整備等廃棄物行政に対する財政措置の強化拡充に 関する要望 ----- 2

- 1．循環型社会形成推進交付金等の財政措置について
- 2．交付金等の財政支援について

第2．リサイクル関連法の推進に関する要望 ----- 9

- 1．容器包装リサイクル制度について
- 2．プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律について
- 3．家電リサイクル等の円滑な推進について
- 4．食品リサイクルの推進について
- 5．廃棄物の発生抑制及びリサイクルのための施策の推進について

第3．適正処理困難廃棄物対策の促進に関する要望 ----- 19

- 1．法整備の推進について
- 2．適正処理困難指定廃棄物について
- 3．廃スプリングマットレスについて
- 4．PCB廃棄物の国の役割強化について
- 5．石綿含有の疑いのある珪藻土製品の回収・処分について
- 6．フロン等使用廃棄物の回収について
- 7．産業廃棄物処理施設での一般廃棄物受け入れについて

第4．廃棄物の適正処理等の推進に関する要望 ----- 25

- 1．再生可能エネルギーについて
- 2．小売電気事業者登録制度の充実について
- 3．溶融スラグの利用促進について
- 4．一般廃棄物の収集、運搬、処分等の委託の基準について
- 5．手数料徴収事務の円滑な推進について
- 6．一般廃棄物処理手数料における資産維持費について
- 7．安定型最終処分場の見直しについて

8. 使用済み物品の適正な処理の確保について
9. 産業廃棄物処理施設の集中について
10. 特定支障除去等事業終了後の環境モニタリングについて
11. 循環型社会形成推進の目標値及びリサイクル算出方法の見直しについて
12. メタンガス化における再生利用量の算定方法の見直しについて
13. 電動塵芥車の性能向上に係る支援について
14. 大規模災害発生時におけるごみ処理支援について
15. 放射性物質汚染対処特措法における埋立基準の変更について
16. 放射性物質汚染対処特措法における焼却施設の地域要件見直しについて
17. ごみ処理の広域化について
18. 一般廃棄物処理事業実態調査の公表について
19. 使用済み物品の適正処理確保について

I 決 議

公益社団法人全国都市清掃会議は、基礎自治体である市区町村で組織する団体として、廃棄物行政が果たすべき役割の重要性を深く認識し、生活環境の保全と公衆衛生の向上、循環型社会の形成のため、廃棄物の発生抑制、再使用及び資源化・再生利用を促進する諸施策を展開するとともに、廃棄物処理施設の計画的な整備や効率的・効果的な運営管理など、廃棄物の適正処理を推進している。

わが国では、近年の気候変動を背景とした記録的な熱波や寒波、大雨等の深刻な気象災害などに対処するため、令和3年8月に「2050年カーボンニュートラル・脱炭素社会」の実現に向け、廃棄物・資源循環分野における2050年までに温室効果ガス実質排出ゼロを目指している。

また、最終処分場の逼迫などを背景として、廃棄物等の発生抑制と適正な循環的利用・処分により、天然資源の消費抑制、環境への負荷ができるだけ低減される「循環型社会づくり」を進め、令和4年4月には、「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」が、令和7年11月には、「資源循環の促進のための再資源化事業等の高度化に関する法律」が施行された。

令和6年8月に閣議決定された第五次循環型社会形成推進基本計画では、気候変動、生物多様性の損失、環境汚染等の社会的課題を解決し、産業競争力の強化、地方創生、経済安全保障にも資するものとして、循環経済（サーキュラーエコノミー）への移行を国家戦略として位置づけ、2030年度までの目標を定め、国の諸課題を解決し、循環型社会の形成に向けた統合的な取組が進められており、市区町村にも様々な対応を求められている。

このような状況の下、我々は、SDGsの達成と脱炭素社会の実現、豪雨や地震による大規模災害への対応、リチウムイオン蓄電池等新たな廃棄物対策など、社会状況の変化を的確にとらえ、安全で安定した廃棄物処理を推進すべく、日々懸命の努力を続けているところである。

しかし、市区町村等においては、少子高齢社会の進展に伴う社会保障費の増加、人口減少社会における人員の確保、建設資材、電気・ガソリンなどエネルギーの高騰等により、老朽化した廃棄物処理施設の再整備や新たな廃棄物対策など、増大する経費は廃棄物処理事業の大きな負担となっている。

国においては、厳しい地方財政の現況及び市区町村等の現下の実情を認識され、循環型社会の形成と廃棄物の適正処理の推進のため特段の措置を講じるよう、下記事項について要望する。

記

1. 廃棄物処理施設整備等廃棄物行政に対する財政措置の強化拡充
2. リサイクル関連法の推進
3. 適正処理困難廃棄物対策の促進
4. 廃棄物の適正処理等の推進

以上決議する。

令和8年5月28日

公益社団法人 全国都市清掃会議

Ⅱ 要望事項

第 1. 廃棄物処理施設整備等廃棄物行政に対する財政措置の強化拡充に関する要望

循環型社会形成推進交付金等の財政措置は、廃棄物の適正処理やリサイクルの促進、災害廃棄物処理対策など循環型社会の推進という観点から見て、自治体が推進する一般廃棄物処理施設等の整備に不可欠なものである。

自治体における廃棄物処理施設は安全で快適な市民生活を保持する上で欠くことのできない重要な都市基盤であり、その整備には、多額の費用を要することから、各自治体は地域計画に基づき循環型社会形成推進交付金等を主要な財源として事業を進めているが、特に平成10年度以降にダイオキシン類対策のために緊急かつ集中的に整備・更新された一般廃棄物処理施設の多くは老朽化が進み、全国的に更新時期を迎えている状況にある。

令和 8 年度は、当初予算に574億円を計上し、令和 7 年度補正予算と併せて、合計1,920億円となっているが、循環型社会形成推進交付金等の当初予算は所要額と大きく乖離しているうえ、自治体の一般廃棄物処理施設更新需要のピークはまだ数年は続くと思われる。

ついては、あらゆる機会を捉えて循環型社会形成推進交付金等の予算を確実に確保するとともに、制度の改善をはじめとした次の事項について特段の措置を講じるよう要望する。

1. 循環型社会形成推進交付金等の財政措置について

(1) 安定的、継続的な財政措置

廃棄物処理施設の整備には、その特性上複数年度にわたる事業期間と多額の事業費が必要であり、昨今の世界的な半導体及び樹脂不足に加え、円安などにより、電子部品、鋼材をはじめとする資機材、原油等価格が高騰し施設整備に対する自治体の費用負担が大きくなっており、廃棄物処理施設の老朽化状況と交付金収入を見込んで計画的に事業を推進している。

また、長年にわたり地元住民へ説明会や協議等を積み重ね、施設整備に至っている経緯がある。このため、循環型社会形成推進交付金等の予算額の不足は、整備スケジュールを遅らせ、事業実施自体が困難となる。

ついては、

- ① 廃棄物処理事業が計画的に実施できるよう、国においては確実に、施設整備の所要額に見合う交付金を、年度当初において確保するとともに、地域計画に計上された交付金を事業完了まで維持し満額を交付すること。

- ② 循環型社会形成推進交付金は、その多くが環境省所管の予算として計上される一方で、北海道地区では国土交通省所管の北海道開発予算として循環型社会形成推進交付金が計上されており、事業の増減に対し柔軟な対応が出来ない状況であることから、国から都道府県への交付金予算については、地域によって交付状況に差が生じないように配分を行うこと。

(2) 交付対象範囲の拡充について

1) 基幹的設備改良事業等に係る交付対象事業の拡大

① 長寿命化・延命化につながる基幹的設備

廃棄物処理施設の基幹的設備改良事業の交付要件は、一定以上の二酸化炭素の排出が削減できる設備・機器のみに限定されている。

一方、老朽化した施設の機能回復を計画的・効果的に行うことは、廃棄物処理施設の長寿命化・延命化につながることから、二酸化炭素削減とならない整備工事、主要な設備・機器の一部を更新しない大規模リフォーム工事やマテリアルリサイクル推進施設の基幹的整備についても交付対象とすること。

② 中央監視制御装置など主要設備

廃棄物処理施設の中央監視制御装置など主要設備は、廃棄物処理施設の運転管理にはなくてはならないものであり、補修・更新は交付金制度の対象とすること。

③ 一般廃棄物最終処分場

一般廃棄物最終処分場は、埋立の期間中及び終了後も埋め立てられた廃棄物が安定化するまでの間、長期間にわたる維持管理が必要である。また、近年では、集中豪雨が頻発し、浸出水処理施設の増強が必要となっている。最終処分場の維持管理には多額の費用が掛かることから、廃止までの期間における補修や施設の増強、閉鎖に伴う整備やモニタリングなどの費用について、交付金の対象とすること。

2) 廃棄物処理施設整備に係る交付対象範囲の拡充

① 余熱利用施設等地元対策事業費

廃棄物処理施設の整備には地元住民の理解が必要不可欠で、長期にわたり説明会や協議を重ねて事業計画の決定となる。

については、住民理解と親しみを持てる施設とするため、余熱利用施設や見学設備等の地域環境整備にかかる費用を交付対象とすること。

② 処理施設と一体として整備が必要な建屋や周辺整備

マテリアルリサイクル推進施設や廃棄物運搬中継施設においては、管

理棟及び構内道路などの建設は交付金の対象となっていますが、廃棄物焼却施設などは対象となっていない。

廃棄物処理施設は、建物、構造物、機械設備が一体となり施設の機能を果たしていることや、環境教育及び防災拠点としての役割を担うことから、廃棄物処理施設の整備すべてを交付対象とすること。

③ 水銀排出規制に対応するための施設整備

令和2年度より湿式の排ガス処理設備が交付金の対象から外れた。水俣条約発効に伴う、大気汚染防止法の水銀排出規制に対応するため、水銀などの有害物質除去の確実性と飛灰量の増加回避の観点から湿式方式の排ガス処理設備を交付対象とすること。

④ し尿と下水道との共同処理

下水道等整備の普及に伴い、減少しているし尿及び浄化槽汚泥の処理を効率的に行うためにも、下水処理施設で容易に処理できるよう、法制度を含めた体制の整備をすること。

また、下水道広域化推進総合事業の創設により、下水処理施設へのし尿受け入れ施設が交付対象となっているが、環境事業としてし尿受け入れ施設の整備は交付の対象となっていない。

し尿等の下水道施設での処理は効率的な処理につながり、地球温暖化防止の効果も期待できることから、環境事業として実施するし尿受け入れ施設の建設や既存施設の更新や改修などを交付対象とすること。

⑤ 浄化槽の設置及び合併処理への変更

国は、集合型污水处理施設の老朽化や人口減少等、社会情勢が変化する中、集合処理（下水道、集落排水等）から浄化槽等への転換の検討が進められている。ついては、個人設置型や公共浄化槽設置のための必要な財政措置を継続的に行うこと。

また、単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換に要する撤去費や配管設置に対し引き続き財政措置を行うとともに、維持管理に要する費用の助成制度を整備すること

⑥ プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律の制定に伴い、各自治体ではプラスチックの回収を強化しており、リサイクルが円滑に推進できるよう、施設の増強や更新に交付金の拡充を図ること。

⑦ 令和6年12月24日に閣議決定された「水銀による環境の汚染の防止に関する法律施行令の一部を改正する政令」において、現在使用している蛍光灯などの製品が段階的に製造中止となった。

廃棄物処理施設の照明設備には多く使用されており、今後 LED 器具への変更に伴う、多額の費用が発生するため交付金の対象とすること。

- ⑧ 国は、全国的に焼却施設の更新需要が増大するなか、持続可能な適正処理の確保の観点から焼却処理の広域化・集約化を進めている。

一方、当該施設規模における交付金については、新たに人口一人一日あたりの排出量が基準として示され、達成していない場合は、構成する自治体すべてにおいて生活ごみの有料化を求めている。

広域化・集約化にあっては、排出量未達成の自治体のみ有料化を求めるなど柔軟な対応を要望する。

- ⑨ 令和10年度以降に着工する廃棄物処理施設については、交付対象経費の上限が設定され、施設整備費の交付金が削減される。また、計画支援事業の交付率は令和9年度から3分の1から4分の1に縮小される。

廃棄物処理施設の整備は、10年以上の時間をかけて実施していくものであり、すでに事業が開始されているものについては経過措置を設けること。

- ⑩ バイオマスの有効利用から、し尿処理施設をその前処理として整備する事業については交付金の対象とすること。

- ⑪ 効率的な廃棄物処理の観点から、一般廃棄物処理施設で下水道処理汚泥を処理する計画には、循環型社会形成推進交付金の対象とすること。

- ⑫ 一般廃棄物の広域処理を推進するため、共同処理施設に対する特段の財政支援を拡大すること。

- ⑬ 廃棄されたリチウムイオン電池やカセットボンベ等による廃棄物処理施設の火災対策から、既存施設への散水設備の新設や増設を交付金の対象とすること。

3) 災害に強い廃棄物処理システムの構築

大規模災害発生時における災害廃棄物の円滑・迅速な処理のため、資源物や廃棄物のストックヤード整備は重要な課題となっている。

については、ストックヤードを整備するための用地の確保及び整備を交付対象とすること。

4) 廃止した廃棄物処理施設等の解体工事

焼却施設の解体は、その後整備する施設と関連性・連続性があり、跡地に廃棄物処理施設を一体的に整備し、同数以下のものは交付金の対象になるが、ごみの減量や広域処理化に伴って解体する複数の施設や焼却施設以外の解体は、交付金の対象とならないことから、不要になった施設の管理が自治体の大きな負担となっている。については、次の廃棄物処理施設の解体工事や関連

する対策工事について交付対象とすること。また、交付税措置のある起債の充当ができるようにすること。

- ① 新たな廃棄物処理施設整備を伴わないごみ焼却施設等の解体
- ② し尿処理施設の解体
- ③ 広域処理における中継施設建設に伴う建築物等の解体

5) 交付率の引き上げについて

循環型社会形成推進交付金の交付率は、高効率ごみ発電施設等の先進的な施設についてのみ2分の1となっており、その他の設備は3分の1である。

また、広域化・集約化の促進に対しては、施設数の減少や構成市町村の増加のみが交付率の嵩上げの要件となっている。

については、自治体の財政事情や円安によって高騰するエネルギーや資機材等の影響で廃棄物処理施設の建設や更新等の整備の価格が上昇していることから、安定的な施設整備等が行えるように、全ての施設を交付率2分の1にすること。

また、広域化・集約化については、CO₂排出量の削減やエネルギー回収の観点から、一定以上の規模を有する施設への集約は交付金嵩上げの対象とすること。

(4) 廃棄物処理施設の適正価格算定基準の策定等について

現在、廃棄物処理施設の設計にあたっては標準仕様・積算基準がない中、自治体においては他省庁の積算基準を準用しながら工事発注を行っている。

また、DBO事業を導入する自治体も多くなっており、標準業務・積算基準がないため、苦慮している状況である。会計検査院実地調査においても設計・積算の根拠について説明を求められることから、廃棄物処理施設の建設等について標準仕様や積算基準を策定すること。

2. 交付金等の財政支援について

(1) 焼却残さのリサイクル

近年は、焼却残さ（焼却灰及び飛灰）の資源化として、民間委託先におけるセメント原料化や焼成、熔融固化などリサイクルルートも確立されつつあり、最終処分量や温室効果ガスの削減等による循環型社会の形成に貢献するものである。

については、焼却残さの民間への委託処理について、自治体への財政措置を講じること。また、民間事業者が焼却残さを全量資源化する施設の新設、基幹的改良工事を交付金の対象とすること。

(2) 環境基準を大幅に上回る環境配慮をしている施設等

施設立地周辺の環境保全のため、近年、環境基準を大幅に上回る自主管理基準の設定等に積極的に取り組んでいる施設がある。

については、規制基準を大幅に上回る環境配慮をしている施設に対しては、財政支援措置の検討を行うこと。

(3) プラスチック資源循環促進法における既存施設への配慮

令和4年度より、ごみ焼却施設や最終処分場等の整備にはプラスチックの分別収集・再資源化が交付金の要件となっているが、プラスチックを含めたごみ焼却処理を計画・建設した施設においては処理に支障をきたすこと、また、分別収集に時間を要するなど、老朽化した施設の基幹改良に交付金が活用できないと処理に支障をきたすことから要件の緩和など、自治体に不利益を生じさせないよう配慮をすること。

(4) 交付金の見直しについて

国は、プラスチック使用製品の分別・リサイクル、ごみ減量が進まない地域での家庭ごみ有料化などを循環型社会推進形成交付金の交付要件とし、令和10年度以降に新たに着工する一般廃棄物焼却施設の整備についての交付金は、一人一日あたりの排出量による施設規模の設定や施設規模ごとの経費上限額が通知された。

- ① ごみ処理施設の整備や維持管理は計画的に廃棄物処理を進める上で必須であり、交付金の利用は不可欠となっていることから見直しを行うこと。
- ② 都心部等の大規模自治体においては、人口減少傾向がなく、昼間人口も多いことなどから、国の設定する排出量の達成が困難である。また、建設にあたっては、既存施設での建替えが基本となり、既存建屋の解体や隣接する住戸等への配慮として地下躯体の構造面積が大きくなり、施設建設の費用が高くなることから全国的に画一的な交付対象上限値の設定については地域特性を加味すること。
- ③ 上限設定により、自治体の財政負担は大きくなり施設整備計画に影響を及ぼし廃棄物の適正処理に支障をきたすことから見直しを行うこと。

(5) エネルギー価格高騰の対応

世界各地で発生している戦争の影響により、原油・天然ガス等のエネルギー価格や物価高騰等が廃棄物処理においても大きく影響を及ぼし、自治体の負担が増加している。

このため、国等による継続的な財政支援とともに、エネルギー転換等に係る取組など、将来にわたり効果が持続できる支援を行うこと。

(6) 剪定枝の再資源化

「市町村における循環型社会づくりに向けた一般廃棄物処理システムの指針」では、地域特性に応じたバイオマスの総合利用を推進するため、家庭から発生した剪定枝の再資源化は特別交付税措置の対象となっているが、公園等の公共施設から発生する剪定枝は事業系廃棄物であることからこの対象となっていない。

については、一般廃棄物の発生抑制、廃棄物の減量・資源化を加速させるためにも特別交付税の対象とすること。

(7) 一般廃棄物処理業務委託における財政支援

国は、一般廃棄物処理業務における「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」等を通知するなど、社会的な物価高騰の対策を進めている。また、この対応として普通交付税や臨時交付金の措置を講じているが、昨今の物価高騰や大幅な賃金上昇に伴う委託費は増加している。

については、廃棄物処理業務の適切な交渉に向け、地方交付税措置の更なる拡充や新たな財政支援など継続的かつ安定的な財政措置を講じること。

第2．リサイクル関連法の推進に関する要望

1．容器包装リサイクル制度について

平成25年の「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律」（以下「容器包装リサイクル法」という。）に係る2度目の見直しにおいては、論点整理が行われたものの議論は進まず、平成26年9月以降の長い中断を経て平成28年1月に再開され、容器包装リサイクル制度の施行状況の評価・検討に関する報告書が取りまとめられた。

しかし、自治体からの強い要望である役割分担の見直し、費用負担の軽減や対象物の拡大などに関しては、見直しが行われなかった。

同報告書においては、「今回の制度全体の検討については、本件取りまとめから5年後を目処に、制度の施行状況などを踏まえて、検討及び必要に応じて見直しを行うことが適当である。」と記載されているが、容器包装リサイクル制度の円滑な推進を図るためには、継続的な関係者間の協議が必要である。

については、容器包装リサイクル制度の円滑な推進に係る取組等について引き続き要望する。

（1）自治体と事業者間の役割分担の見直し

容器包装リサイクル制度では、市町村が分別収集・選別保管を行い、事業者が再商品化を行うこととなっているが、市町村の経費負担が重いため、分別収集が進むほど市町村の財政状況を圧迫している。

プラスチック製容器包装廃棄物については、自治体の負担軽減をこれまでも要望してきているものの、依然として改善がなく、容器包装対象品目の分別収集を中止する自治体も出てきているところである。

については、本制度を持続可能なものとするために、自治体の負担を軽減する施策を要望する。

- ① 収集運搬費、圧縮・梱包等の中間処理費、住民に対する周知啓発経費など自治体に大きな負担のかかる現行制度を見直し、事業者責任の負担における制度を再構築し、自治体の負担を軽減すること。
- ② 容器包装リサイクル制度を安定的に持続させていくためにも、市町村や事業者等の社会全体で担うべきコストを下げていく必要がある。

このため、再商品化事業者への支援、再生材を使用した製品の普及、低コストでの先進的なリサイクル技術の研究・支援等を進めていくこと。

- ③ 容器包装リサイクル法の適用を免除されている事業者に係る再商品化費用については、自治体の負担ではなく事業者の負担とすること。

また、プラスチック製容器包装を分別することによる市民への具体的なメリットについて情報提供を行うこと。

(2) 引取品質基準

プラスチック製容器包装廃棄物については、「引き取り品質ガイドライン」に基づく評価方法により品質調査を行っているが、再商品化の品質に直接影響のない収集袋の破袋度や指定収集袋の混入を異物扱いする評価方法により、自治体はその中間処理での除去で負担が多くなるとともに、市民・消費者に対しては分かりにくい制度となっている。

については、

- ① 再商品化手法によって求められる品質は異なることから、再資源化手法ごとの品質基準を定めること。また、品質評価に直接影響のない収集袋の破袋度等の評価方法を見直すとともに、客観的な判断ができるよう、より分かりやすい品質基準を示し適正な運用が図られるよう法制度の見直しをすること。
- ② 引き取り品質基準において異物とされている指定収集袋や市販のビニール収集などの非容器包装については、容器包装と同一の素材であれば合わせて再資源化を行うほうが合理的であるので、より柔軟性のある制度とすること。

(3) 再商品化手法

プラスチック製容器包装の再商品化については、「引き取り品質ガイドライン」に基づき、マテリアルリサイクル手法が優先されている。

しかし、リサイクルには残さ率が高く、処理単価を見ても高止まり傾向が続いている。一方、ケミカルリサイクルは、マテリアルリサイクルに比べ、エネルギー資源削減、CO2削減において高い効果が認められていることに加え、処理残さの発生量が少ないなど優位性がある。

については、自治体における施設の処理能力・処理形態、また、分別排出の状況などから、再商品化手法の選択をできるようにすること。

(4) 市民（消費者）が分別・協力しやすい制度

- ① プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律が制定され、容器包装を含めたプラスチック製品全般一括回収することが可能となったが、市民が協力しやすい分別促進と資源の有効利用を図ることが重要である。

については、識別マークの表示義務の範囲を拡大すること、表示サイズを大きく見やすくすること、再商品化手法に沿ってマークを細分化すること等、市民から見てわかりやすく分別・排出できるような表示を製造事業者等に義務付けるとともに、事業系容器包装には識別表示を付さないこと。

また、プラスチックと紙の複合素材や容器の汚れなど客観的な判断が難しい面があり、分かり易い基準を示すとともに、紙製容器包装の識別マークを見直すこと。

- ② バイオマスプラスチックの導入については、既存のリサイクルシステムに影響がないよう慎重に導入すること。
- ③ 近年、容器製造に係る原材料の省資源、軽量化が進んでいるため、ペットボトル等の分別等の作業量は増加傾向にあるが、リサイクル重量及び率には反映されない。

そこで、容器容量や分別作業量に見合ったリサイクル率の算出方法に見直すこと。

(5) 発生抑制・再使用を優先させる新たな仕組み

循環型社会の形成に向け、廃棄物の減量と環境負荷の低減に向けた取組を一層推進するためには、循環型社会形成推進基本法の理念のとおり、リサイクルよりも発生抑制・再使用を優先させ、地域循環圏の形成を促進する新たな仕組みを導入することが重要である。

また、事業者自体が、発生抑制・再資源化を積極的に行えるようにする必要がある。ついては、

- ① 循環型社会を推進するためには、リターナブル容器の使用を増やしてごみ（資源ごみ）総量の発生を抑制することも必要であることから、飲料用容器等の規格化によるリターナブル容器の普及拡大など、製造事業者等によるリターナブル容器・ワンウェイ容器等の生産、流通、使用、回収等の促進や販売店での引取を義務化するシステムを構築すること。
- ② 消費者の意識をごみの持ち帰り及び適正排出へと導き、飲料容器等の散乱の防止や自治体の再資源化経費等の低減を図るためにも、事業者が店頭で回収するデポジット制度の導入を全国で確立させること。
- ③ 令和2年7月から、プラスチック製買い物袋の有料化が開始されたが、袋の厚さやバイオマス配合によっては有料化の対象から外れる。レジ袋削減の観点からも有料化義務化に素材等での例外を設けないこと。

2. プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律について

- ① 2050年カーボンニュートラルの実現に向けて、プラスチックの資源循環の取組は大変重要であり、取組を進めるうえでは、環境配慮設計や代替素材への転換などを製造・販売事業者に求めていくこと。

また、プラスチック資源を正しく分別排出していただくことが必要で、そのためにはまず、国が、制度の趣旨やプラスチック資源をリサイクルする場合の温室効果ガスの低減効果を、市民及び事業者に対して分かりやすく情報提供すること。

プラスチック資源の一括回収について、LCA評価に用いる基礎数値や評価の結果を住民にも分かりやすい形でとりまとめ、公表すること。

- ② 製品プラスチックのリサイクルの実施にあたっては、リサイクルまでの工程において、市町村の財政負担が過大とならないよう、新たな交付税制度を創設するなど必要な措置を講じること。

また、製造・販売事業者等による自主回収や費用負担についての仕組みを再構築するなど、引き続き制度を検討していくこと。

- ③ 自治体が行う住民への周知、回収・リサイクル設備、中継施設の整備・運営等の新たに発生する経費について財政支援を講じること。

- ④ 全国的にバランスよく資源化施設を立地させ、十分な処理能力を確保するために、低コストでより質の高いリサイクルが可能となるよう、先進的な処理技術の研究・支援をすること。

また、プラスチック製品の製造事業者に再生資源の利用義務を課す製品の対象を広く指定すること。

- ⑤ プラスチック製容器包装と製品プラスチックを一括回収する仕組みができたことから、既存設備の再整備に関する技術的な知見を示すとともに、容器包装リサイクル協会に対し、処理費用の軽減又はプラスチック製品の有償引き取りのリサイクルスキームを検討させること。

- ⑥ プラスチックごみの資源循環に向け、リサイクル事業者の設備投資や革新的な技術研究に対し、財政的支援を行うとともに、手続きの簡素化を進めること。

また、事業所から排出されるプラスチック資源も、家庭と同様なものは合わせて処理をする制度を検討すること。

- ⑦ 令和8年1月に施行された「清涼飲料用ペットボトル容器に係る設計認定の基準」では、ラベルについて「風選又は洗浄等の再生処理の工程においてボトルと分離できること。」といった項目が記載されている。

環境配慮設計の普及により実効性を持たせ、引き取り品質基準の緩和や消費者の分別負担軽減に繋げること。

3. 家電リサイクル等の円滑な推進について

(1) 家電リサイクル法の見直し

特定家庭用機器再商品化法（以下「家電リサイクル法」という。）は、三度目の見直しを行い、令和4年6月に最終報告書が公表された。

しかし、自治体から強い要望のあるリサイクル料金の前払制度の導入や、対象品目の拡大等についての見直しは見送られた。

家電リサイクル制度の円滑な推進に関しては、様々な課題があるので、引き続き廃棄物の適正な処理及び資源の有効利用の観点から、次の事項について要望する。

1) 廃家電製品の再商品化等費用の前払制度の導入

家電製品の再商品化等費用については、廃棄時に負担することとなっているが、当該費用の負担のみならず廃棄にかかる手続きも消費者にとって負担となっている。また、排出時に費用などの負担を求めていることが不法投棄を誘発する要因や、近年蔓延している違法な不用品回収業者の問題にもつながっていると考えられる。

については、家電リサイクル法に基づくリサイクルシステムの円滑化、消費者にとって手間のかからない制度とするため、家電製品の再商品化等費用の徴収方法について、販売時費用回収方式（いわゆる「前払方式」）又は製品価格への上乗せ（内部化）とすること。

2) 対象品目の拡大

リサイクル対象品目の拡大は自治体にとっても重要な課題であり、循環型社会の構築・推進の主要な柱の一つであることから、引き続き家電リサイクル対象品目の拡大を要望する。

- ① 地球環境の悪影響を防止する点から、フロン除湿器及びウォーターサーバーなどフロンガスの処理が必要な製品
- ② 急速に普及が進んできた、チューナーレステレビ、チューナーレスのディスプレイモニターなどの製品
- ③ 大型で自治体では処理が困難な、電子レンジ、電動マッサージチェア、電器オイルヒーターなどの製品

3) 廃家電製品等の不法投棄対策

- ① 不法投棄された廃家電製品等を自治体が回収して製造業者に引き渡す場合の収集運搬費用、リサイクル費用については、自治体の負担となっており、自治体に対する減免制度や国による財政措置を講じること。

または、不法投棄された対象機器については、製造業者等事業者が製品を回収する仕組みを構築すること。

- ② 自治体が実施する不法投棄対策に対して一般財団法人家電製品協会による不法投棄未然防止事業協力が行われているが、より使いやすいものとなるよう、地域の実情に応じた柔軟な対応を図ること。
- ③ 家電リサイクル法への理解を深めるためテレビ等で広報を行い、不法投棄は罰則があることなどを周知すること。

また、自治体のパトロール強化や監視カメラの設置等不法投棄の未然防止のための経費に対する財政支援制度を拡充すること。

4) 引取場所数の拡大

家電リサイクルの指定引き取り場所は、大都市周辺に著しく偏在しており、利便性が悪いことで不法投棄につながる恐れがあるので、指定引取場所数を増加すること。

また、生産者による販売店での回収についても構築すること。

5) 引取義務外品

家電リサイクル法では、消費者からの特定家庭用機器廃棄物の収集・運搬を小売業者が行うこととされているが、その対象は過去に自ら販売したものと、買い替えの際に引取りを求められたもののみである。

については、引取り義務外品についても、電気小売業界による回収を義務付けるといった、市町村の負担をなくす全国統一の仕組みを構築すること。

(2) 使用済小型電子機器等のリサイクル

使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律（以下「小型家電リサイクル法」という。）は、使用済小型電子機器等の再資源化を促進するための措置を講ずることにより、廃棄物の適正な処理及び資源の有効な利用の確保を図ることを目的に平成25年4月1日から施行され、多くの自治体が「参加」し、取り組みが広まっている。

については、自治体における小型家電リサイクル制度への取組をより一層推進するために、次の事項について要望する。

1) 財政支援について

小型家電リサイクル制度の実施にあたっては、分別収集体制の構築、市民への広報・啓発、再資源化事業者への引渡しまでに要する収集・運搬等の費用は、全て自治体の負担であることから、財政支援について要望する。

- ① 自治体が実施する小型家電リサイクルについては、資源価格の変動により新たな処理費用や不法投棄された製品のリサイクル費用の負担など様々な課題が発生する。資源の有効活用を安定的に進めるためにも国として状況に応じた財政措置を講ずること。
- ② 国として、自治体・事業者の取組を情報収集・提供することでリサイクルシステムの効率化、高度化を図るとともに、制度の普及のために幅広い広報普及活動に財政措置を講じること。

2) 制度の仕組みの見直し等について

小型家電リサイクル法では、従来の自治体による回収を基底とし、リサイクル事業者に引き渡す仕組みとなっているが、資源価格の下落により処理費用の支払いが生じる。自治体においては厳しい財政事情の中、事業を中止せざるを得ないことから、製造者や販売者が自ら回収し、リサイクルを行うよう制度の仕組みを変更すること。

また、自治体の小型家電リサイクルの取組について財政措置を図ること。

4. 食品リサイクルの推進について

食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律（以下「食品リサイクル法」という。）は、食品廃棄物等について、発生抑制と減量化により最終処分量の減少を図るとともに、有用なものは食品循環資源として飼料や肥料等に再生利用又は熱回収することを目的としている。

食品廃棄物等の発生抑制については、一定の成果があるものの、本来食べられるにもかかわらず廃棄されている、いわゆる「食品ロス」が年間約461万トン(令和6年度推計)あり、その削減が、取り組むべき大きな課題となっており、食品ロス削減の取組を進めていく上では、各地域の実情に応じて、自治体と関係省庁、関係団体、消費者等の様々な関係者が連携して取り組むことが必要となる。

については、食品リサイクル制度をさらに推進するために、次の事項について要望する。

(1) 食品ロス削減の取組

- ① 国においては食品ロス削減の取組が円滑に推進されるよう、自治体に対して効果的な普及啓発を進めるとともに、各事業者が国に報告している内容やリサイクルの実態状況などの情報提供などを行い自治体の食ロス対策を支援すること。

- ② 小盛メニューや食べきり運動など事業者活動・消費者運動が進むよう、国として施策を講じること。

(2) 登録再生利用事業者制度の見直し

食品リサイクル法で定める特例では、廃棄物処理法第7条第12項に規定する一般廃棄物収集運搬業者のみ、登録再生利用事業者の事業場がある荷卸し地の市町村の許可を不要としているが、市町村長が、再生利用が確実と認めた食品循環資源のみを運搬する輸送業者についても、同様の特例を受けることができるよう制度を見直すこと。

5. 廃棄物の発生抑制及びリサイクルのための施策の推進について

持続可能な社会の形成に向けて、3Rに係る諸施策を推進していくことが重要であることから、次の事項について特別の措置を講じるよう要望する。

(1) 建設工事に係る資材の再資源化に関する法律（以下「建設リサイクル法」という。）の見直し

建設系廃棄物を不適正に過剰保管する解体工事業者に対しては、廃棄物処理法に基づく改善命令を行っているが、命令違反による告発や処罰を行っても、建設リサイクル法の解体工事業登録の取消しや営業の停止にはならないため、そのまま解体業を継続することが可能であり、不適正保管量が増加するなど対応に苦慮している。

一方で、建設業法の許可を受けた建設業者については、役員等が廃棄物処理法違反により刑に処せられた場合は、営業停止処分を課すことができる。

については、解体工事業者に対して指導を効果的に行うため、建設リサイクル法の解体工事業登録についても、廃棄物処理法に違反し刑に処せられた事実をもって解体工事業の営業停止及び登録取り消し等の処分を課すことができるよう建設リサイクル法の見直しを行うこと。

(2) 古紙リサイクル

古紙類は、中国の輸入規制により古紙の余剰が発生し、国内古紙リサイクルシステムは危機を迎えている。

一方で、国内需要の頭打ちにより古紙価格が下落し、逆有償も増加し、古紙回収の中止や事業停止している古紙回収事業者も出ている。

古紙リサイクルシステムを維持するためにも古紙関連事業者への支援を含め、新たな製品開発や販路開拓に対し補助金を導入するなど、古紙の国内需要を創出し、安定した国内流通ルートを拡大すること。

(3) E P R（拡大生産者責任）法の制定

循環型社会の形成に向けて、国では「循環型社会推進基本法」、「資源の有効な利用の促進に関する法律」を基軸に、容器包装リサイクル法等の各種リサイクル法の整備を進めてきたが、自治体に多くの役割を担わせ、製造・販売事業者の役割が少ない中で、循環型社会形成の推進には不十分な状況である。

持続可能な循環型社会を構築するために、あらゆる商品について、デブリット方式を基本とした廃棄後の回収と発生抑制・再使用・再生使用を製造・販売業者に義務付けるなど、「E P R（拡大生産者責任）法」を整備すること。

(4) バイオマスプラスチック素材の利用促進

令和元年5月に策定された「プラスチック資源循環戦略」において、バイオマスプラスチックの利用促進が実効的取組として挙げられており、ごみ指定袋等のバイオマスプラスチック素材の導入が考えられる。

しかし、同素材の原価は従来の素材に比べて高く、製造コストや販売価格への影響が避けられないが、普及が進むことで製造コストの減少が期待できる。このため、事業者への生産体制強化や新素材開発などに対し支援を行い、バイオマスプラスチック素材をごみ指定袋等に導入しやすくするための施策を推進すること。

(5) レアメタルリサイクルの拡充

電気・電子機器等の基板全般には、多くのレアメタルが含まれており、資源確保の点からもレアメタルを含む製品全般を対象としたリサイクルの仕組みを構築すること。

(6) 新素材や新製品のリユース・リサイクルの支援

循環型社会の形成を図るためには、技術革新によって生み出された新素材や新製品に対するリサイクル処理技術の開発が重要となってくる。

将来、大量に廃棄が見込まれる太陽光パネルについては、第221国会で「太陽電池廃棄物の再資源化等の推進に関する法律」が制定し、新たなリサイクルが動き出した。

このため、事業者に対しリユース・リサイクル技術の開発へ財政支援などを実施し、低コストで効果的な処理体制を整えること。

また、リユースの推進については、安全性や市場の透明性を確保する基準整備とともに、補助制度の導入など新たな支援策を構築すること。

(7) 紙おむつや医療系廃棄物のリサイクル

- ① 超高齢化に伴い、紙おむつの排出が増えており、廃棄物の削減や資源の有効利用からもリサイクルを進める必要がある。このため、自治体や民間事業者が施設整備等の検討が進むよう国として財政支援を行うこと。
また、事業者の技術開発を国として支援し、高度なリサイクルの実現を推進すること。
- ② 今後、紙おむつの排出が増え、収集運搬、焼却処理など自治体の負担が増加していくことが想定されるため、処理にかかる費用については、製造・販売事業者に一定の負担を課すなど、拡大生産者責任を強化、徹底させること。また、製造・販売事業者によるリサイクルシステムの構築を進めること。

(8) ガラス製廃棄物のリサイクル

- ① ガラス製廃棄物は、リサイクルシステムが構築されていないことから埋立処分に頼らざるを得ない状況である。
埋立処分場の延命化から、ガラス製廃棄物の広域リサイクルシステムを構築すること。
- ② 粒度調整加工した資材を土木工事の標準仕様に指定して利用促進を図ればリサイクルの推進が望める。また、土木工事の埋戻し等に利用した後掘削を行い処分する場合であっても、廃棄物ではなく建設発生土として取扱えるようにするなど、ガラス製廃棄物の利用の拡充を図ること。

第3．適正処理困難廃棄物対策の促進に関する要望

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「廃棄物処理法」という。）第6条の3の規定に基づき、全国的に自治体による適正な処理が困難となっている廃ゴムタイヤ等4品目が指定されている。

しかし、4品目が自治体の処理する過程で困難な場合に限り、特定事業者に対して協力を求めることができる制度であるため自治体においては処理に苦慮している。

また、指定4品目以外にも、スプレー缶、カセット式ガスボンベ、使い捨てライター、リチウムイオン電池等の充電式電池、電子たばこ、加熱式たばこ機器類、薬品類、水銀含有製品（水銀体温計や蛍光灯等）等の爆発・危険性、有害性を有する製品や、物理的形状等から自治体においては適正な処理が困難な廃棄物が多く排出されている。

これらは家庭から排出された場合は、一般廃棄物に該当することから自治体が処理することになっているが、処理が困難なことから専門業者に委託しなければならない財政負担が大きい。

このような状況を踏まえ、制度のあり方や問題となっている点について要望する。

1．法整備の推進について

平成3年の廃棄物処理法の改正において適正処理困難指定廃棄物の制度が設けられ、廃ゴムタイヤなど指定4品目に対して製造・販売事業者等は製品の引取りを含めた適正処理についての協力を求める道が開けたが、法的な責任や義務が生じているわけではない。ついては、

- ① 製造・販売事業者に対して、環境に配慮した製造段階での製品設計、素材の選択、使用方法の判りやすい表示等について、適切な措置を講ずるよう法の整備をすること。また、製品の特性に応じてデポジット制を含めた製造・販売事業者の回収・処理を義務付けること。
- ② 法で定められた指定4品目の製造・販売事業者等が責任を持って回収・処理する体制の法整備を行うとともに、自治体が行う廃棄物処理において火災の原因となっている、リチウムイオン電池などや自治体の施設では処理の困難な電動ベッドなども市町村の一般廃棄物の処理に関する設備及び技術に照らしその適正な処理が全国各地で困難となっているものとして法に追加し、事業者の処理責任の強化を図ること。

2. 適正処理困難指定廃棄物について

指定4品目以外にも、スプレー缶類、カセット式ガスボンベ、使い捨てライター等爆発・危険性、有害性を有する製品や、物理的形状等から自治体においては適正処理が困難な廃棄物が家庭から多く排出されている。

については、これら廃棄物の適正な処理を促進するために、次のとおり要望する。

(1) カセット式ガスボンベ、スプレー缶等

廃棄物の収集運搬・処理の過程において、カセット式ガスボンベ、スプレー缶及び使い捨てライターが要因と考えられる爆発・火災事故が後を絶たない。また、カセット式ガスボンベ、スプレー缶については、関係業界との合意により「中身排出機構の装着」など一定の方向が示されたが、なお残された課題も多いことから下記の内容を要望する。

- ① 爆発・危険性、有害性を有する製品について、適正処理基準を策定するとともに、デポジット制等を含めた製造・販売事業者による自主回収・処理を義務付けること
- ② 家庭から排出されるカセット式ガスボンベ、スプレー缶は、使い切って出すように広報をしているが、穴が開いていないことから充填物が残っている物もあり、火災防止体制の整備及び処理施設の増強等をする必要があることから、国として補助金の新設を行うこと。

(2) リチウムイオン電池等

リチウムイオン電池やバッテリーはプラスチック製容器包装や不燃ごみへの混入が増加し、収集車両・中間処理施設等での発火・火災等が頻発し、安全上の課題となっている。

また、小型二次電池（リチウムイオン電池、ニカド電池、ニッケル水素電池等）は（一社）JBRCで回収されているが、JBRC会員でない事業者の製品や破損・液漏れ等があるものや取り外しのできないものは、回収の対象となっていないため、自治体のごみに排出され火災の要因の一つともなっているため下記の内容を要望する。

- ① 製造事業者は電池や充電電池の取り外しの容易な製品を製造するとともに、小型二次電池使用製品については、製造・販売事業者による回収・処理体制を国として構築すること。
- ② 発火性充電電池を使用している製品には、安全上の識別のため、充電電池及び小型家電本体にも表示を義務付けること。

- ③ リチウムイオン電池を使用した製品の製造事業者や輸入事業者に JBRC への加入を義務付け、小型二次電池（破損・液漏れ等含む）及び使用製品を一括回収・リサイクルすること。

また、資源有効利用促進法の趣旨に基づき、JBRC に登録された協力店等を広く周知するとともに、消費者から積極的に受け取るよう対応を図ること。

- ④ 回収拠点の拡大等、市民が排出しやすい仕組みの構築や充電電池及び小型家電本体にわかりやすい表示をすること。

また、CM等マスメディアを通じて、市民への啓発を強化すること。

- ⑤ 加熱式たばこについて、一部で使用済み製品の回収を行っているが、たばこ業界全体ですべての加熱式たばこを一括して、回収・リサイクルするシステムの確立を制度設計すること。

- ⑥ 収集車両・中間処理施設のメーカーに火災になりにくい処理設備・機器の開発の検討を要請すること。

- ⑦ ごみに混入される小型充電式電池等の処分等対応に要する啓発、人件費、設備投資等の自治体経費について、財政支援を講ずること。

- ⑧ リチウムイオン電池内蔵製品については、高速充放電による社会的効果大きい一方、発熱の課題をかかえていることから、製品の安全性確保は重要であるが、火災は繰り返し発生をしている。

については、安全性を確保し廃棄時においても安易に火災の起こさない製品とするなど総合的な対策を講じること。

また、国主導で統一的な回収スキームの構築を行うこと。

（３）水銀含有廃棄物の適正処理の推進

平成25年10月に、熊本で「水銀に関する水俣条約」が採択された。条文に水銀の輸出規制をはじめ、大気や水、土壌等への排出削減、あるいは適切な水銀の保管等が規定された。

更に平成29年10月に改正廃棄物処理法施行令等が施行され、水銀を含む廃棄物の適正処理の一層の厳格化が図られたが、廃棄物処理法において、一般廃棄物についての水銀含有廃棄物の回収規定がなく、各自治体の判断にゆだねられている。については、

- ① 適正な処理の促進及び多様な回収ルートの確保の観点から、水銀使用製品を製造・販売事業者によるリサイクルの体制を早急に構築すること。
- ② 自治体が行う、分別回収（収集・運搬・処分・保管）について、必要な財政措置を講じること。

(4) 農薬や薬品類等の有害物質を含む廃棄物

農薬や薬品類等の有害物質を含む廃棄物については、業界における処理システムの確立ができておらず、住民から排出されるこれらの物の対応に自治体は苦慮していることから、製造・販売事業者による回収から処理までのルートを確立すること。

やむを得ず、市町村が処理を委託する場合は財政措置を講ずること。

(5) 家庭から排出される在宅医療廃棄物の適正処理

近年、在宅医療の進展に伴い、家庭から廃棄物として排出される注射器や点滴バッグ等の医療器具の量が増加し、その多様性も増している。

環境省は、「注射針等の鋭利なものは医療関係者あるいは患者・家族が医療機関へ持ち込み、感染性廃棄物として処理する」ことが望ましいとの通知が出されている。

については、刺傷、感染症の罹患等の恐れのある在宅医療廃棄物については、各医療機関による全国統一的な回収・処理システムを早期に構築すること。

また、廃棄物処理法第3条第2項において、製品等が廃棄になった場合における処理の困難性についてあらかじめ自ら評価し、適正な処理が困難にならないよう製品等の開発を行うこととされている。このため、製造・販売事業者は、製品等の評価に際し、自治体への意見聴取を行うなど、現状の把握に努め対応について検討するよう指導すること。

(6) 大型及び重量のある廃棄物

大型及び重量のある、介護用電動ベッドやグランドピアノなどの廃棄物については、自治体の施設では処理が困難であることから、製造・販売事業者における回収をお願いしているところあるが、引き取りが行われず対応に苦慮している。このため、製造・販売事業者に回収・処理を義務付けること。

(7) 可燃性ガス使用した家電製品

フロンや代替フロンに代わって、大気放出をしても環境への影響が少ないことから自然冷媒と呼ばれるイソブタン（R600a）などの可燃性ガスを使用した家電製品が増加している。

製品の中には、製氷機や除湿器など家電リサイクル法に該当しない物もあり、中間処理施設等での発火火災の原因となることから、製品への表示や製造・販売事業者に回収・処理を義務付けるなど法整備を行うこと。

3. 廃スプリングマットレスについて

廃スプリングマットレスについては、適正処理困難物に指定されているにもかかわらず、未だ事業者による適正処理・リサイクルシステムが確立できていない状況にある。近年では、一つずつ分かれているポケットコイル式ベッドマットレスや海外で製造された製品が増加し、自治体での処理は大きな負荷となっている。

については、海外で製造された製品や独立コイル式を含む廃スプリングマットレスは、製造・販売・輸入事業者を含めたベッドマットレス業界全体での回収システムを確立すること。

4. P C B 廃棄物の国の役割強化について

① P C B が混入した電気機器等の情報提供

P C B を使用している電気機器等を把握することが円滑な P C B 廃棄物の処理につながることから、国として製造事業者等から情報を入手し、自治体や事業者へ情報提供をすること。

② P C B 廃棄物の期限内処理に向けた積極的な広報・啓発

P C B 使用製品・廃棄物については、保有している事業者の裾野が広いため、処理期限までの早期・適正な処理の必要性等について、大規模且つ効果の高い広報啓発を積極的に行うこと。

③ 低濃度 P C B 廃棄物の処分費用等に対する支援制度の創設

高濃度 P C B 廃棄物については、中小企業に対し処分費用の助成制度が講じられているが低濃度の P C B にはこの制度が無い。

P C B 廃棄物の処理を速やかに行うため、中小企業を対象に低濃度 P C B の調査や処分の費用を助成する制度を創設すること。

5. 石綿含有の疑いのある珪藻土製品の回収・処分について

多様な種類の珪藻土製品に石綿（アスベスト）が含有されている恐れが判明し、対象製品を製造者が自主回収することとなった。

珪藻土製品の石綿含の有無については、判断がつかないことから人体の安全に配慮し、珪藻土製品については、メーカー等による分別方法、関係事業者（販売店を含む）による自主回収体制の確立を図ること。

また、自治体が新たに分別回収を実施する場合の費用について国の財政支援を講じること。

6. フロン等使用廃棄物の回収について

家庭用の除湿器や冷水器等は、フロン排出抑制法及び家電リサイクル法の対象外であり、フロンの回収が義務付けられていない。フロン類は温室効果が高く、少量排出された場合であっても地球温暖化への影響は大きい、リサイクルなどの対象外であることからフロンが回収されず、破碎処理されている実態がある。

このため、自治体では地球温暖化防止の観点から、家庭用除湿器等のガス類を除去しながら廃棄をするため、大きな負担となっている。については、製造・販売事業者の費用負担のもと、適正にフロン等を回収する仕組みを構築すること。

7. 産業廃棄物処理施設での一般廃棄物の受け入れについて

自治体の廃棄物処理施設は、家庭ごみ（固形物）を処理することを前提として建設をしており、カセットボンベの中身や農薬などの液状物や泥状物を処理することは困難である。

一方、産業廃棄物処理施設は、廃棄物の性状に合わせ施設を建設していることからその性状にあった物を処理することは容易である。

現在、廃棄物処理法第15条の2の5及び施行規則第12条の7の16において、産業廃棄物と同様の性状を有する物（廃プラスチックや木くずなど）については都道府県知事に届け出ることにより一般廃棄物処理施設として設置することができる。については、家庭から発生し、自治体が処理困難な廃棄物を、廃棄物処理法施行規則第12条の7の16に追加されたい。

第4．廃棄物の適正処理等の推進に関する要望

廃棄物処理事業を進めていく上で個々の自治体のみの努力では解決が困難な事項が多くある。ついては、次の事項について特段の措置を講じるよう要望する。

1．再生可能エネルギーについて

国は、2050年カーボンニュートラルの実現を目指すとともに、第7次エネルギー基本計画（令和7年2月）では、再生可能エネルギーについて、電源構成で40～50%程度を目指すこととしている。

自治体における廃棄物処理では、ごみ焼却に伴って発生する熱を利用し、電気を作る再生可能エネルギーの取組を進めている。

そこで、下記の事項について特段の措置を講ずるよう要望する。

（1）調達期間

固定価格買取期間は20年間となっているが、発電施設については30年以上の使用が前提として建設されている。また、国としても、施設の長寿命化を進めている。

ついては、再生可能エネルギー供給量の拡大につながるため、調達期間を延長すること。

（2）調達価格

ごみの焼却処理は、腐敗性の高い生ごみなどを主体として処理することで、市民の生活環境の保全を守っており、これによって得られるエネルギーは、全量バイオマス発電として、再生可能エネルギー固定価格にて買い取ること。

（3）廃棄物処理施設の系統連系への支援

国の廃棄物処理施設整備計画では、廃棄物エネルギーを活用した地域低炭素化が示されているが、全国的に送電網の空き容量が逼迫している状況となっている。

また、廃棄物発電の系統連系には、接続の可否や負担金の決定などのため、送配電事業者への接続検討を事前にするが、送電網使用や負担金の確定とならない。廃棄物施設の整備が長期間であること、送電開始時期に空き容量がなく負担金が高額となるなどの課題もあり対応に苦慮している。

については、廃棄物発電の売電利用が確実かつ、優先的に行えるよう系統連系のルール見直しをするとともに、支援を行うこと。

(4) 自己託送制度の見直し

電気事業法では、一部事務組合が運営するごみ焼却工場から、当該組合を構成する自治体の公有施設へ自己託送することは認められていない。

再生可能エネルギーの普及、二酸化炭素の排出削減、電力地産地消から、自己託送が可能となるよう制度見直しを行うこと。

(5) FIP制度の見直し

ごみ焼却施設の新規建替えを同一敷地内かつ旧施設での売電を行っていた場合は、FIPの対象とならない事例が発生している。

廃棄物処理を安定的に行っていくためには、計画的な建て替えは必要不可欠であり、自治体によっては用地取得が困難で、旧施設跡地に建設することが最も合理的であることから、施設を新設するものはFIPの対象として認定を行うこと。

2. 小売電気事業者登録制度の充実について

平成27年度に全国規模で発生した特定規模電気事業者の経営破綻による売電電力料金が未収金となった事案は、契約先であった各自治体にとって大きな財政負担となっている。

また、平成28年4月1日より電力小売全面自由化が始まり、制度が変更されたことで、電気の小売を行うためには小売電気事業者の登録が必要となった。

については、小売電気事業者登録制度の充実について、特段の措置を講じるよう要望する。

(1) 定期的な経営状況の確認

自治体が個別の小売電気事業者の経営状況を把握するのは極めて困難である。

小売電気事業者登録では、小売電気事業者の経営状況に関する審査が行われるのは登録時のみであるため、定期的（毎年）に経営状況の確認を行い、自治体に対して必要な情報提供を行う仕組みを構築すること。

(2) 審査体制の強化等

経営状況が悪化した小売電気事業者については、登録取消措置を行うなど審査を強化するとともに、速やかに情報の公表を行うこと。

3. 熔融スラグの利用促進について

(1) 熔融スラグの有効利用を促進するための施策

熔融スラグの有効利用は、循環型社会の形成及び最終処分量削減の観点から重要であると考えられるが、利用は自治体が発注する公共工事などに限られ、一部の自治体では最終処分している状況にある。利用を促進するためには、市場の確保が必要不可欠である。

については、熔融スラグをグリーン調達品目に位置づけ、国や県の公共工事に一定の割合で熔融スラグの利用を義務付けるとともに、道路や河川の土留め、護岸ブロックなど生コンは無規格を可とするなど積極的な利用促進策を講じること。

(2) 掘り返した熔融スラグの取扱い

熔融スラグを土砂の代替品として盛り土、埋戻し材等に利用し、後に掘り返した場合、熔融スラグが混入した残土については、産業廃棄物として処分せざるを得ない状況である。

また、品質において有害物質の溶出量は一般的な建設発生土と変わらないこと、廃棄物として処分することは、最終処分場の延命化に逆行することとなる。

については、基準を満たす熔融スラグについては、利用条件を緩和し、土砂として取り扱えるようにすること。

4. 一般廃棄物の収集、運搬、処分等の委託の基準について

近年、自治体が委託する一般廃棄物の収集運搬について、競争入札等が実施される例が増加する中、「委託処理する場合においては、委託基準において、受託者の能力要件に加え『委託料が受託義務を遂行するに足る額であること。』とされている等、環境保全の重要性及び一般廃棄物処理の公共性にかんがみ、経済性の確保等の要請よりも業務の確実な履行を重視しているものである。」と、ごみ処理基本計画の策定に当たっての指針としながらも、令第4条第5号の委託料のあり方について言及しているが、具体的にどのような場合に適合しているか否かという判断が明確になっていない。

については、「委託料が受託義務を遂行するに足る額であること。」に関し、適合の可否についての具体的な判断基準を示すこと。

5. 手数料徴収事務の円滑な推進について

一般廃棄物の収集運搬事務等を民間業者に委託している場合に、収集業務に直接従事する者が収集時に手数料を徴収できれば、業務の効率化や確実な徴収を一層進められる。しかし、こうした行為は、廃棄物処理法施行令第4条第6号の規定に抵触するおそれがある。

手数料に関して納入通知書による事後徴収方式を採用している自治体においては、自治体の徴収経費を増大させるばかりでなく、滞納の原因にもつながり、手数料の確実かつ効率的な徴収の面で、受益者負担の公平性に問題が生じている。

については、円滑な徴収ができるよう、収集業務に直接従事する者が手数料を収集時に徴収できるよう関係法令及び同規定を見直すこと。

6. 一般廃棄物処理手数料における資産維持費について

一般廃棄物処理有料化の手引きでは、事業系一般廃棄物の処理手数料は処理原価相当とされているが、将来に渡り安定した廃棄物処理を行うためには「資産維持費」の考えが反映できるよう手引きの見直しを行うこと。

7. 安定型最終処分場の見直しについて

安定型最終処分場を巡っては、安定型産業廃棄物以外の混入を理由に司法から建設の差し止めが認められた事例が生じており、日本弁護士連合会からは法改正による安定処分場の廃止や新規許可をしないとといった意見書が提出されている。一方、近年の豪雨災害等における災害廃棄物処理に関しては大きな役割を果たしており、生活環境の保全及び公衆衛生の向上に資する施設である。

については、安定型最終処分場に係る問題事案の発生状況及び意見等を聴取し、関係法令の改正を含む実効的な対策を早急に講じること。

8. 使用済物品の適正な処理の確保について

違法な廃品回収業者における問題点については、平成22年10月21日付け「使用済物品の適正な処理の確保について」及び平成24年3月19日付け「使用済家電製品の廃棄物該当性の判断について（通知）」にあるとおり、廃品回収業者が物品を無料若しくは著しく低廉な価格で買い取る場合でも報告の徴収や立入検査の実施を求めているが、廃棄物該当の判断が難しい。

また、資材や売り物と称し、各事業所内に様々な物品を長期保管する事例も散見されるが、同じく判断が難しく指導に苦慮している。

については、廃棄物の適正処理に向け以下の内容を要望する。

- ① 国からの自治体への情報提供、事業者への適正処理の周知徹底。
- ② 所管する警察、都道府県、市町村の合同による報告徴収や立入検査の実施、情報共有といった仕組みづくりを検討すること。

9. 産業廃棄物処理施設の集中について

地域によっては同一市域内において、産業廃棄物の最終処分場がこれまでに埋立てが終了したものも含めて集中して設置されており、さらに大規模な処分場を含む複数の新設計画がある。また、多くの中間処理施設が稼働しているなど、産業廃棄物処理施設が過度に集中している地域がある。

このようなことは、市民の生活・生産環境の保全及び市の将来像の実現に重大な影響を及ぼすことから、一地域に設置できる産業廃棄物処理施設の総量について検討するなど、廃棄物処理法の抜本的な改正を講じること。

また、設置許可にあたっては、住民説明会の開催を義務付け、住民の意見が反映される仕組みにすることや、設置後の産業廃棄物税等は被設置自治体を優先して配当するなど財政支援を行うこと。

10. 特定支障除去等事業終了後の環境モニタリングについて

特定産業廃棄物に起因する支障の除去等に関する特別措置法（産廃特措法）に基づき、民間事業者の処分場で処理できなくなった廃棄物の特定支障除去等事業を計画的かつ着実に実施してきた。国は、令和4年度末を完了期限と定め事業は終了したが、廃棄物を残置する工法では周辺地下水の汚染や悪臭の発生等の中長期的な潜在リスクを有しているため、継続してモニタリングや、構造物の維持管理等の取組を行う必要があることから、新たに要望をしたところ費用の一部が認められた。

については、産廃特措法の各事案の実情に応じ、事業終了後においても継続する取り組みに対し、財政支援を講じること。

11. 循環型社会形成推進の目標値及びリサイクル算出方法の見直しについて

国は、第五次循環型社会形成推進基本計画を策定し、廃棄物の減量などの目標値を設定した。ごみの減量・リサイクルの推進は、住民と自治体の協働であることから、国は自治体が策定する計画のガイドライン等に目標値の理由などを明記すること。

また、環境省では、毎年度わが国の廃棄物の排出、処理状況等を調査し、公表しているが、熱回収によるリサイクル（サーマルリサイクル）率や焼却灰のセメント化などが明確になっていない。そこで、国民に「循環型社会の形成推進」をさらにアピールするためにも、熱回収を含んだリサイク

ル率の公表とともに焼却灰のセメント化による再生利用を含んだりサイクル率を公表すること。

12. メタンガス化における再生利用量の算定方法の見直しについて

廃棄物系バイオマスの利活用は、循環型社会の形成、及び温室効果ガス排出削減により地球温暖化対策にも資することや災害時の自立分散型エネルギーとしての機能確保の観点からも、メタンガス化による再生利用等を推進することが必要である。

しかし、現状の再生利用率は焼却処理による燃え殻を資源化する半分程度であり、バイオマスの利活用を阻害するものである。

については、メタンガス化がより推進されるよう、現行のメタンガス化における再生利用率算入の考え方を見直すこと。

13. 電動塵芥車の性能向上に係る支援について

2050カーボンニュートラルに向け、廃棄物の収集運搬車両電動化が必要である。しかし、現状の電動塵芥車は通常の車両に比べ、走行距離が短いこと、積載量が少ないこと、価格が高額であることなどの課題により導入は進んでいない。

については、国として電動塵芥車の性能向上に向けた技術開発に更なる支援に取り組むとともに、導入などの助成制度を検討し収集業務における脱炭素を推進すること。

14. 大規模災害発生時におけるごみ処理支援について

環境省指針や過去の震災・水害の教訓等を踏まえ、大規模災害時には被災地の公衆衛生の確保や街の復旧・復興に向けて、他都市からのごみ処理支援が重要となってくる。災害時の廃棄物処理支援を速やかに実施するため、次のことを要望する。

- ① 大規模災害発生時には、Dウェイストネットワークの仕組み等を通じて、他都市が直ちに被災地へ派遣できる車両・人員等を整理し、被災地を迅速に支援する体制を構築しておくこと。
- ② 大規模災害時には多量の廃棄物を迅速・適正に処理するため、災害廃棄物仮置場の早期開設が重要となってくる。

については、被災エリアの災害廃棄物仮置場を都市公園法の占用可能物件に位置付けること。

また、南海トラフ巨大地震等広範囲で災害廃棄物の発生が想定されるものは、国有地など広域的な仮置場候補地の調整を事前しておくこと。

- ③ 災害復旧事業の対象となる大規模災害において、家屋が半壊以上で解体費用の補助対象となるが、半壊に至らない場合でも、危険度判定により解体せざるをえない時には、補助対象とすること。

また、近年では局地的な大雨が頻発していることから、国土交通省などと同様の時間雨量20mm以上を補助金の基準とされたい。

15. 放射性物質汚染対処特措法における埋立基準の変更について

現在、放射性物質汚染対処特措法に基づき、「特定一般廃棄物」となったばいじんは、放射性物質が溶出しないよう、最終処分場に埋め立てた後、上部を不透水層にするなど、廃棄物処理法に上乗せされた埋立基準が適用されている。

一般廃棄物の最終処分場は、埋立廃棄物に雨水を浸透させることで、安定化を図るものであるが、上乗せ基準で埋め立てた区域は、雨水が浸透しないことから、埋立地内部が安定化するまでに長期間を要し、浸出水処理など維持管理費用が増大するとともに、将来的な跡地利活用にも大きく影響をおよぼすこととなる。

については、雨水が浸透して埋立地内部が安定化するよう、特措法の埋立処分基準を改正すること。

16. 放射性物質汚染対処特措法における焼却施設の地域要件見直しについて

一般廃棄物焼却施設から排出されるばいじんが特定一般廃棄物に該当する対象地域において汚染状況の調査や空間放射能線量率の測定が義務化されるが、福島第一原子力発電所の事故発生から10年以上が過ぎ、ばいじん等の放射能濃度は低く安定をしている。

については、現状の放射性物質の状況を踏まえ、汚染の影響のない都県を対象地域から外すよう見直しを行うこと。

17. ごみ処理の広域化について

- ① 人口減少・財政運営から廃棄物の広域化は必要と考えられるが、分別収集方法は自治体によって異なり実施にあたっての課題となる。

自治体間の調整がスムーズにできるよう、国による分別の統一基準を示すこと。

- ② 全国的にも新たな最終処分場の建設は困難な現状において、各自治体が管理している最終処分場の容量は減少し、近い将来には危機的状況を迎えることとなる。

現在事業が進められている「大阪湾フェニックス計画」のような広域に

最終処分場を運営することは合理的かつ有効的な方策である。

最終処分場の広域化には、長きにわたり調整を要することから早期の事業実現に向け、自治体、民間事業者、都道府県の連携はもとより法整備の拡充や許認可申請における国の取組を進めること。

18. 一般廃棄物処理事業実態調査の公表について

毎年公表される一般廃棄物実態調査では、「1人1日当たりの排出量」をマスコミがランキング付けし報道されているが、全ての自治体が同じ品目を分別・収集しているわけではなく、ごみの減量や分別に対する住民のモチベーション低下や減量施策の評価とされていることから公表方法を見直すこと。

19. 使用済み物品の適正処理確保について

廃品回収業者における問題については、国からも過去に通知が出され、その都度自治体では対応をしてきているが効率的かつ効果的な対策となっていないことから、国から地方自治体への情報提供、事業者への適正処理の周知徹底を図るとともに、都道府県、所轄の警察、市町村の合同による報告徴収や立入調査の実施などの仕組みづくりを行うこと。